

# 金銭納付を困難とする理由書

平成 年 月 日

税務署長 殿

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

平成 年 月 日付相続（被相続人 \_\_\_\_\_）に係る相続税の納付については、納期限までに一時に納付することが困難であり、その納付困難な金額は次の表の計算のとおり延納によっても金銭で納付することが困難であり、であることを申し出ます。

1	納付すべき相続税額（相続税申告書第1表 <sup>24</sup> の金額）		A	円
2	納期限（又は納付すべき日）までに納付することができる金額		B	円
3	延納許可限度額	【A - B】	C	円
4	延納によって納付することができる金額		D	円
5	物納許可限度額	【C - D】	E	円

2	納期限（又は納付すべき日）までに納付することができる金額の計算	(1) 相続した現金・預貯金等	(イ + ロ - ハ)	【	円】	
		イ 現金・預貯金（相続税申告書第15表 <sup>21</sup> の金額）	(	円)		
		ロ 換価の容易な財産（相続税申告書第11表・第15表該当の金額）	(	円)		
		ハ 支払費用等	(	円)		
		内訳 相続債務（相続税申告書第15表 <sup>33</sup> の金額）	[	円]		
		葬式費用（相続税申告書第15表 <sup>34</sup> の金額）	[	円]		
		その他（支払内容： _____）	[	円]		
		（支払内容： _____）	[	円]		
		(2) 納税者固有の現金・預貯金等	(イ + ロ + ハ)	【	円】	
		イ 現金	(	円)	裏面	の金額
		ロ 預貯金	(	円)	裏面	の金額
		ハ 換価の容易な財産	(	円)	裏面	の金額
		(3) 生活費及び事業経費	(イ + ロ)	【	円】	
		イ 当面の生活費（3月分） うち申請者が負担する額	(	円)	裏面	の金額 × 3/12
ロ 当面の事業経費	(	円)	裏面	の金額 × 1/12		
Bへ記載する		【(1) + (2) - (3)】	B	【	円】	

4	延納によって納付することができる金額の計算	(1) 経常収支による納税資金 (イ × 延納年数（最長20年）) + ロ	【	円】		
		イ 裏面 - (裏面 + 裏面)	(	円)		
		ロ 上記2(3)の金額	(	円)		
		(2) 臨時的収入	【	円】	裏面	の金額
		(3) 臨時的支出	【	円】	裏面	の金額
		Dへ記載する		【(1) + (2) - (3)】	D	

## 添付資料

前年の確定申告書(写)・収支内訳書(写)

前年の源泉徴収票(写)

その他 ( \_\_\_\_\_ )

(裏面)

### 1 納税者固有の現金・預貯金その他換価の容易な財産

手持ちの現金の額			円
預貯金の額	/ ( 円)	/ ( 円)	円
	/ ( 円)	/ ( 円)	
換価の容易な財産	( 円)	( 円)	円
	( 円)	( 円)	

### 2 生活費の計算

給与所得者等：前年の給与の支給額			円
事業所得者等：前年の収入金額			
申請者	100,000 円 × 12		1,200,000 円
配偶者その他の親族 ( 人) × 45,000 円 × 12			円
給与所得者：源泉所得税、地方税、社会保険料(前年の支払額)			円
事業所得者：前年の所得税、地方税、社会保険料の金額			
生活費の検討に当たって加味すべき金額 ( 加味した内容の説明・計算等 )			円
生活費(1年分)の額 ( + + + )			円

### 3 配偶者その他の親族の収入

氏名 (続柄)	前年の収入 ( 円)		円
氏名 (続柄)	前年の収入 ( 円)		
申請者が負担する生活費の額 × ( / ( + ))			円

### 4 事業経費の計算

前年の事業経費(収支内訳書等より)の金額			円
経済情勢等を踏まえた変動等の調整金額 ( 調整した内容の説明・計算等 )			円
事業経費(1年分)の額 ( + )			円

### 5 概ね1年以内に見込まれる臨時的な収入・支出の額

臨時的収入	年 月頃 ( 円)		円
	年 月頃 ( 円)		
臨時的支出	年 月頃 ( 円)		円
	年 月頃 ( 円)		

## 「金銭納付を困難とする理由書」の記載要領について

### 1 「1 納付すべき相続税額」欄（Aの金額）

申請者の相続税申告書第1表<sup>24</sup>の納付すべき相続税の額（修正申告の場合はハ修正する額）欄の金額を記載してください。

なお、更正又は決定により納付すべきこととなった相続税については、更正通知書又は決定通知書の「納付すべき本税の額（納税猶予控除後の納付すべき本税の額）」欄の金額を記載してください。

### 2 「2 納期限（又は納付すべき日）までに納付することができる金額」欄（Bの金額）

表「2 納期限（又は納付すべき日）までに納付することができる金額の計算」において算出された金額（B）を記載してください。

#### 「(1) 相続した現金・預貯金等」欄

相続又は遺贈により取得した次のものを記載してください。なお、計算の結果、赤字になった場合には、金額頭部に印を付けてください。

「イ 現金及び預貯金」・・・相続税申告書第15表<sup>21</sup>の金額を記載してください。

「ロ 換価の容易な財産」・・・相続税申告書第11表又は第15表より次に該当する財産の価額を記載してください。

- ・ 評価が容易であり、かつ、市場性のある財産で速やかに売却等の処分をすることができるもの
  - ・ 納期限又は納付すべき日において確実に取り立てることができる債権
  - ・ 積立金・保険等の金融資産で容易に契約が解除でき、かつ、解約等による負担が少ないもの
- (例) その他の有価証券等  
出資証券、抵当証券、倉庫証券、貨物引換証、船荷証券、商品券等  
預貯金以外の債権で確実な取立てが可能と認められるもの  
退職金、貸付金・未収金等  
ゴルフ会員権等の権利で取引市場が形成されているもの。  
養老保険、財産形成貯蓄、生命保険などで解約等による負担が少ないもの  
相続税法第41条第2項1号～4号に掲げる財産は除きます。

#### 「八 支払費用等」

「相続債務」欄及び「葬式費用」欄には、相続税申告書第15表の<sup>33</sup>欄及び<sup>34</sup>欄の金額を記載してください。

「その他」欄には、相続した現金・預貯金から支払った上記以外の金額を記載し、その内容を簡記してください。

#### 「(2) 納税者固有の現金・預貯金等」欄

裏面1～に記載した上で、表面の該当欄に金額を転記してください。

##### 手持ちの現金の額

申請者の固有財産に係る納期限（納付すべき日）における手持ちの現金の額を記載してください。

##### 預貯金の額

申請者の固有財産に係る預貯金について、主な取引金融機関名を記載の上、納期限（納付すべき日）における残額を記載してください。

(注) 定期預金等払出期日が納期限（納付すべき日）に到来していないものについても、納付困難金額の計算に当たってはその日現在の残額を記載してください。

##### 換価の容易な財産

申請者の固有財産に係る換価の容易な財産の種類及び納期限（納付すべき日）における時価見込み額を記載してください。

(注) 財産の例示は上記(1)「ロ 換価の容易な財産」をご覧ください。

「(3) 生活費及び事業経費」欄

裏面2～4に記載し、表の該当欄に金額を転記してください。

イ 当面の生活費（3月分）うち申請者が負担する額の計算

裏面2「生活費の計算」

「国税徴収法第76条第1号から第4号までの規定による金額相当額の合計額」に「生活費の検討に当たって加味すべき金額」を加えた額によります。

申請者が給与所得者でない場合は、事業等に係る収入金額等を給与等とみなして計算してください。

《国税徴収法第76条第1号から第4号までの規定による金額相当額の合計額》

- ・ 申請者 100,000円×12月
- ・ 配偶者その他の親族 45,000円×12月×人数
- ・ 前年の所得税額又は源泉所得税額
- ・ 前年の地方税の額
- ・ 前年の社会保険料等

前年の源泉徴収票又は確定申告書・収支内訳書等に基づき金額を裏面2～4に記載してください。なお、確定申告書等の写しを参考資料として添付してください。

《生活費の検討に当たって加味すべき金額》

治療費、養育費、教育費の支払額（過去の支払い実績等を踏まえた金額による）のほか、住宅ローンなどの経常的な支払い、その他申請者等の資力・職業・社会的地位・その他の事情を勘案して社会通念上適当と認められる範囲の金額を裏面2欄に記載してください。

なお、当該項目については内容説明及び金額の算出根拠等を簡記し、その資料の写しを添付してください。

税務署長は金銭納付を困難とする事由の判定に当たって必要があると認めるときは、当該項目に関する説明資料等の追加提出を求めることがあります。

申請者が負担すべき額の検討

上記で求めた生活費のうち、申請者が負担すべき額は、原則として次により計算される額になります。この場合は、計算した金額を裏面3欄に記載の上、適宜の用紙に金額の算出根拠を記載するとともに、その資料の写しを添付してください。

一定の収入のある親族については、自己の生活費は自ら負担すべきものとして上記で求めた生活費から差し引いてください。一定の収入がある親族とは、収入があることにより申請者又は配偶者の扶養控除の対象とならない親族をいいます。

配偶者に収入がある場合は、申請者と配偶者は生活費をその収入の割合に応じて負担するものとして計算してください。

申請者又は配偶者の扶養控除の対象となっている親族に係る生活費は、申請者と配偶者がそれぞれ収入金額に応じて負担額を按分してください。

なお、この計算に当たっては、次により申請者が負担すべき生活費の額を簡便に求めて差し支えないものとして取り扱うことにしています。この場合は裏面3「配偶者その他の親族の収入」欄に金額を記載の上、計算した金額を裏面4欄に記載してください。

$$\text{生活費の額} \times \frac{\text{申請者の収入}}{(\text{申請者の収入} + \text{配偶者の収入} + \text{一定の収入がある親族の収入})}$$

当面の生活費（3月分）うち申請者が負担する額

上記により求めた年間の生活費の額（裏面4）に3/12を乗じた額を表面に転記してください。

ロ 当面の事業経費の計算

裏面4「事業経費の計算」

《前年の事業経費の金額》

事業費の計算に当たっては前年の実績によるものとし、前年の確定申告書・収支内訳書等に基づいて求めた年間の事業に要する経費の中から、臨時的な支出項目及び減価償却費を除いた額を裏面4欄に記載してください。

《経済情勢等をふまえた変動等の調整金額》

事業の売り上げ等の動向に季節的な変動があるもの、その他経済情勢等（最近の事業の実績に変動がある場合には、その実績を踏まえて算出した額等）を加味して、事業経費の額に調整を行っても差し支えありません。この場合は裏面 4 欄に金額を記載し、調整した内容の説明及び金額の算定根拠等についても記載し、その資料の写しを提出してください。

上記で求めた年間の事業経費の額を裏面 4 に記載してください。

当面の事業経費の計算

当面の事業経費（事業の継続のために当面必要な運転資金の額）の計算に当たっては、事業の内容に応じた事業資金の循環期間の中で事業経費の支払や手形等の決済のための資金繰りが最も窮屈になる日のために留保を必要とする資金の額として、納期限又は納付すべき日の翌日から資金繰りの最も窮屈になると見込まれる日までの期間の総支出見込金額から総収入見込金額を差引いた額（前年同時期の事業の実績を踏まえて推計した額による。）により計算してください。

この計算に当たっては、前年の確定申告書・収支内訳書を参考にするなどして日々の収支の概要を適宜の用紙にまとめ、表の該当欄に金額を記載してください。

なお、簡便な方法として、前年の確定申告書・収支内訳書等に基づいて求めた年間の事業に要する経費の中から、臨時的な支出項目及び減価償却費を除いた額（最近の事業の実績に変動がある場合には、その実績を踏まえて算出した額を加味した額）（裏面 4 欄の金額）に 1/12（商品の回転期間が長期にわたること等の場合は事業の実態に応じた月数/12 月）を乗じた額を用いて差し支えありません。

3 「3 延納許可限度額」欄（Cの金額）

「1 納付すべき相続税額」欄（Aの金額）から「2 納期限又は納付すべき日までに納付することができる金額」欄（Bの金額）を控除した額を記載してください。

4 「4 延納によって納付することができる金額」欄（Dの金額）

表「4 延納によって納付することができる金額の計算」において算出された金額（D）を記載してください。

経常収支による納税資金

年間の収入見込み額から年間の生活費及び事業経費を差し引いた額（年間納付可能資金）に延納年数を乗じることにより経常収支による納税資金を算出してください。

金額の計算に当たっては、次により表面の該当欄に金額を記載してください。

年間の収入額

年間の収入の計算に当たっては前年度の実績によるものとし、前年の確定申告書（又は源泉徴収票）等から金額（裏面 2 の金額）を記載してください。

なお、最近の事業等の実績に変動がある場合には、その実績を踏まえて算出した額を加味した額を前年度の実績として差し支えありませんが、この場合は、その内容の説明及び金額の算定根拠等についても適宜の用紙に記載の上、その資料の写しを添付してください。

年間の生活費及び事業経費

裏面 2 ~ 4 で計算した年間の生活費及び事業経費の金額（裏面 3 及び裏面 4 ）の合計額となります。

延納年数

物納申請に係る相続税額が、延納申請税額であったとみなした場合に適用することができる延納可能年数（最長）によります。

経常収支による納税資金の計算に当たっては、延納許可限度額の計算に当たって先に控除した当面の生活費及び当面の事業費の額（表面 2 「(3)生活費及び事業経費」欄の金額）を加算します。

臨時的収入

概ね 1 年以内に見込まれる臨時的な収入（資産の譲渡、貸付金の回収、退職金の受給等）について、裏面 5 欄に金額を記載し、その内容を簡記してください。

## 臨時的支出

概ね1年以内に見込まれる臨時的な支出（事業用資産の購入等）について、裏面5 欄に金額を記載し、その内容を簡記してください。

（注）事業計画書・契約書・借入れ申込書の写しなど、支出に関する具体的内容及び支出時期の確認できる参考資料を添付してください。

### 5 「5 物納許可限度額」欄（Eの金額）

「3 延納許可限度額」欄（Cの金額）から「4 延納によって納付することができる金額」欄（Dの金額）を控除した額を記載してください

### 6 その他

この「金銭納付を困難とする理由書」を作成するに当たって使用した資料については、その写しを添付してください。

理由書本文中の「納期限までに一時に納付することが困難であり」「延納によっても金銭で納付することが困難であり」の文言は、延納申請又は物納申請に添付する場合に応じ、不要部分を抹消してください。

贈与税の延納許可額の算出に当たっては、この様式にある相続税を贈与税に書き換えてご使用ください。（この場合には、「相続により取得した現金・預貯金等」を「贈与により取得した現金・預貯金等」と読み替えてご使用ください。）